

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第12項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成31年 1 月29日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	松木 茂 盛
同	高野 正 晴

措置の通知書

平成 30 年度 随時監査（工事監査・前期）（30 監査第 91 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 契約について 公共施設の改修工事の発注に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>工事契約金額が 70 万円を超え 130 万円以下となる工事は、一般的な入札参加方式による契約制度とは異なり、担当課が入札から契約まで一括して行う契約方式のため、事務負担の軽減や時間短縮による早期着工が可能となり、緊急に対応すべき工事には、有効なものである。</p> <p>しかしながら、松代文化ホールのトイレ洋式化工事は、2 か月間に男子、女子及び楽屋用と 3 箇所別々に発注されていた。</p> <p>特に、男子と女子を発注した 2 件の工事では、洋式便器の仕様が同種で工事費も同額となっていた。</p> <p>ホールの年間スケジュールは、あらかじめ明らかにされており、これらの関連工事を一括して発注すれば、工程管理も容易になり、トイレ器具等の資材搬入や工事管理に係る諸経費が節減できるなど、効率的かつ経済的になる。</p> <p>安易な分割発注は、割高な契約価格になることが懸念されるため、指定管理者の改善要望を十分に精査した上で、計画性のある工事発注に留意されたい。</p> <p>(庶務課)</p>	<p>本工事は、施設利用者の利便性を高める目的で、平成 30 年 1 月に楽屋用トイレの洋式化工事を実施したものであるが、その後、観客用の男子トイレ及び女子トイレについても利用者から洋式化への要望が多数寄せられ、それぞれ要望の時期がずれていたため、別工事での発注となったものである。</p> <p>今後は、指定管理者の改善要望を事前に把握し、計画的に工事を発注・実施するよう努める。</p> <p>(庶務課)</p>

措置の通知書

平成 30 年度 随時監査（工事監査・前期）（30 監査第 91 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 施工管理について 農業用水路改修の設計と施工管理に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>農業用水路の改修工事において、監督員の責務として注意すべき事例があった。</p> <p>富竹地区にある素掘りの用水路をコンクリート製に改修する工事において、設計変更に必要な書面による協議が行われていなかったものである。</p> <p>当初設計では、水路を掘削しコンクリート製品を布設した後に、埋戻しや畦畔盛土の復旧用の不足土（耕作地に適用可能な良質土）を搬入する内容であったが、実際の施工は、掘削土を仮置きし、締固めに可能な状態まで天日乾燥した後、水路周辺の埋戻しや畦畔の盛土復旧に再利用していた。</p> <p>しかし、当初の設計内容や施工方法の変更について、受注者と取り交わした施工協議書はなく、口頭による指導・受諾のみで工事が進められていたものであり、変更内容の正確性や工事の安全性が担保されておらず、契約に関するトラブルも生じやすい。</p> <p>行政のリスクを回避する上でも、契約約款や長野市工事監督要綱に基づき、受注者に対する指示及び受諾については、工事施工協議書で明確に行われたい。</p> <p>(森林農地整備課)</p>	<p>施工管理については、監督員の責務について十分な把握がされていなかったことが原因で、農業用水路改修の設計及び施工管理に係る協議が、工事施工協議書ではなく、口頭による指導・受諾となっていた。</p> <p>再発防止のため、平成 30 年 10 月 1 日に研修会を実施し、長野市工事監督要綱等の資料を用いて監督員の責務及び工事施工協議書の必要性や契約に関するトラブルについて研修を行い、適正な処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>(森林農地整備課)</p>

措置の通知書

平成 30 年度 随時監査（工事監査・前期）（30 監査第 91 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 公共施設の維持保全について 水防倉庫の維持保全に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>若穂牛島地区に設置されている水防倉庫の基礎部分の補強工事において、耐久性が懸念される事例があった。</p> <p>同倉庫は、河川法に基づく工作物等の改良行為の制限区域内に設置されているため、河川管理者との協議により、既存の腐食した杭を補強することで、応急的な工事を行ったものである。</p> <p>この補強工事は、既存杭の側面に同径程度の木杭を添えて連結したものであるが、既存杭の腐食がさらに進行すると、基礎部分の安定性が損なわれ、倉庫本体が堤内地側に転倒する恐れがある。</p> <p>同倉庫の移設先の検討とともに、河川管理者と再協議の上、早急に対策を講じられたい。 (警防課)</p>	<p>経年による、基礎杭等建物主要部材の劣化を勘案し、施設の安定性に懸念があるため、早急な解体撤去が必要であると認識し、平成 31 年度予算に本解体費用を予算要求中である。</p> <p>また、現水防倉庫は、千曲川右岸の重要水防箇所設置されており、当該エリアにおける水防活動上必要な施設であるため、現倉庫設置場所付近での更新ができるように、現在河川管理者と協議を行っている。また、新設倉庫設置費用を平成 31 年度予算に要求中である。</p> <p style="text-align: right;">(警防課)</p>

措置の通知書

平成 30 年度 随時監査（工事監査・前期）（30 監査第 91 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(1) 公共建築物の維持保全について 公共建築物の維持保全に必要な計画の策定と工事発注に関すること (報告書 5 ページ)</p> <p>犀峽斎場ホールの天井を修繕した工事で、維持保全への取組及び工事発注の在り方について意見を申し上げます。</p> <p>当ホールでは、フロントガラス屋根の継目にあるシーリングの劣化や錆の進行により、雨漏りが発生したことから補修工事を実施したが、工事終了から 1 か月足らずで、屋根内側のビニールクロスや石膏ボードの張り替え工事を小規模工事として、随意契約で同一業者に追加発注したものである。</p> <p>契約金額が 70 万円以下の小規模工事は、担当課に設置されている事業者選定委員会において事業者を決定することから、入札行為が不要となり、緊急を要する工事の実施には、有効な契約方式である。</p> <p>一方で、工事契約においては、競争原理を働かせることが大前提であり、随意契約は価格面でのリスクもあることから、できる限り避けることが望ましい。</p> <p>結果的に当施設の工事においても、一括した工事発注で工事管理等の経費は節減できたものである。</p> <p>今後は、各施設において「長野市公共建築物保全マニュアル」に基づき、修繕箇所の早期発見につながる点検体制の構築や効率的な予算執行を行うための保全計画を策定し、同一箇所の改修は一括発注となるよう留意されたい。</p> <p>(市民窓口課)</p>	<p>当該斎場は指定管理施設である。</p> <p>「長野市公共建築物保全マニュアル」に従い、指定管理者に点検体制の見直しを指示し、修繕箇所を早期に発見し、適切な発注を行うことができる体制を整えた。</p> <p>(市民窓口課)</p>

措置の通知書

平成 30 年度 随時監査（工事監査・前期）（30 監査第 91 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(2) 利用者に分かりやすい複合施設の案内表示と防災施設の有効活用について 健康・レジャー施設及び複合施設の案内表示や緊急避難施設の活用に関すること (報告書 6 ページ)</p> <p>ごみ焼却施設の周辺環境整備計画に基づき、健康・レジャー施設と資源のリサイクル活用施設を集約した複合施設の建設及びこれに関連する工事について、意見を申し上げます。</p> <p>健康・レジャー施設棟には、従来のプールに加え、トレーニングルームや温浴施設などを増設したが、施設棟 2 階には案内表示がなく、男女トイレ、トレーニングルーム、スタジオへの動線が分かりにくい。さらに、大広間と食堂を格子で分けるなど、狭い施設内にもかかわらず、有効なレイアウトがなされていない。</p> <p>また、堤防道路沿いに設置した案内板は、河川法による工作物の許可制限があるため、堤防道路から離れた場所に設置したものであるが、案内板が視野に入りにくく、誘導や誘客の効果に疑問を呈さざるを得ない。</p> <p>施設各室の配置誘導や遠方から訪れる利用者への案内は、施設運営の基本であり、今後、利用者の意見も参考に改善されたい。</p> <p>また、当施設に設置したマンホールトイレや持込発電機は、地元住民との協議により、整備したものであるが、いまだに具体的な活用構想がない状況である。多目的機能を十分に生かすためにも、地域防災対策も含めた施設利用計画を策定することが望ましい。</p> <p>(スポーツ課) (生活環境課)</p>	<p>案内表示については、プール棟 2 階に男女トイレ、トレーニングルーム、スタジオ、食堂への案内表示を増設(平成 30 年 5 月 24 日)することで、改善を図った。</p> <p>2 階食堂のレイアウトについては、大広間とテーブル席を格子で隔て、お座敷と椅子を自由に選択して食事や休憩ができるようにしており、どちらの席も食堂利用に支障のない配置になっている。施設のレイアウト変更は困難であるが、利用者に対してどちらも自由に席を選択できる旨のお知らせを掲出した。</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>堤防道路沿いに設置した案内板については、河川法等の規制により改善は困難であるが、利用者等の意見や交通状況を参考に、誘客やより分かりやすい案内・誘導ができるようにホームページ等の充実を図る。</p> <p>(生活環境課)</p> <p>防災機能については、施設の避難訓練の際に停電を想定した自家発電設備等による館内への電気供給訓練やマンホールトイレの設営訓練を含めて実施する。この訓練は、地元と連携して実施することで、施設の防災機能の存在を住民に周知する。また、これらの防災機能の活用について、指定管理者が作成した「危機管理マニュアル」に明記する。</p> <p>(スポーツ課)</p>